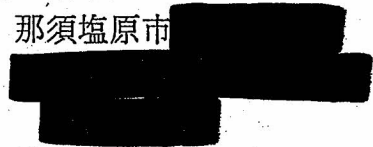


裁 決 書

審査請求人

那須塩原市



処分庁

那須塩原市共壘社108-2

那須塩原市福祉事務所長 玉木 宇志

上記請求人から平成23年12月20日付けで提起のあった上記処分庁の保護申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした保護申請却下処分は、これを取り消す。

理 由

1 事 実

処分庁は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年12月6日付けで請求人に対して通知した。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、このことから本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

ア 生活保護の申請時に [Redacted] (以下「[Redacted]」という。)に入所していたが、生活保護の審査中に [Redacted] を退所した場合に、申請を却下されることは知らなかった。

イ 「居住地又は現在地が定まらず保護実施ができないため」保護申請を却下されたことは不服である。

3 処分庁の主張及び理由

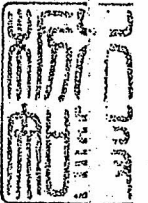
処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求めるといものである。

- (1) 請求人は、平成23年11月24日に生活保護開始申請を行い、同日[]に入所したが、平成23年12月6日に保護を決定するために必要な調査を行うため[]を訪問したときに、請求人から[]を退所したいという意向が示されたことから、保護決定前に[]を退所した場合は、保護申請を却下する可能性があることを説明した。
- (2) 請求人は、保護決定前の平成23年12月6日に[]を退所したため、居住地及び現在地が定まらない者であって、[]退所後の行き先がないことから保護を実施することはできないと判断し、保護申請を却下した。

4 事実の認定及び判断

(1) 事実の認定

- ア 請求人は、処分庁に対して、平成23年11月24日に生活保護開始申請を行った。
- イ 請求人は、平成23年11月24日に[]に入所した。
- ウ 処分庁は、平成23年12月6日に[]を訪問したときに、請求人から[]を退所したいという意向が示されたため、請求人に対して、保護決定前に[]を退所した場合は、保護申請を却下する可能性があることを伝えた。
- エ 請求人は、平成23年12月6日に[]を退所した。
- オ 処分庁は、平成23年12月6日に本件処分を行った。



(2) 判断

法第19条第1項第2号は、「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者」について、その福祉事務所が保護を決定し、実施するものと定めている。

一方、申請の後、保護を決定するに当たっては、法第30条において「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることが適当でないとき（中略）は、被保護者を救護施設、更正施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、（中略）行うことができる」と定められていることから、要保護者がアパート等へ入居若しくは施設へ入所する必要がある。また、「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」（平成21年3月18日社援保発第0318001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「保護課長通知」という。）2（4）アにおいて、「保護の開始決定は、申請者の住居が確保されたとき（中略）以降、又は施設等に入所したとき以降に行うこと。なお、住居が確保されていないことを理由として保護申請を却下することはできないものであること」とされている。

これを、本件について見ると、請求人が[]入所時に保護開始申請を行っていることから、[]入所中であれば、処分庁は保護の決定をすることができたが、請求人が保護決定前に[]を退所し居所を失ったことから、処分庁は、保護の開

始決定をすることも保護申請を却下することもできなかったことになる。

また、処分庁は、保護課長通知2(1)及び(2)のとおり、請求人が居宅生活
が適当であるのか、施設入所が適当であるのかを判断し、住居の確保を支援する等
の措置を講ずる必要があった。

以上のとおり、住居が確保されていないことを理由とした本件処分は不当であり、
本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

平成24年2月28日

栃木県知事 福田富

